

## 令和6年度SDGs債発行支援事業補助金（グリーンボンド等）募集案内

### 1 事業の概要

東京都は、グリーンボンド等の発行促進を支援するため、発行時の負担軽減策の一環として、発行支援（外部レビューの付与）を行う事業に要する経費等に補助金を交付します。

### 2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業）又は地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に限ります。

### 3 交付の対象

環境省補助金の対象となるもののうち、グリーンボンド又はグリーン性を有するサステナビリティボンドを発行しようとする事業者に対して発行支援を行う事業（以下「補助事業」という。）に係る経費において、都が認める経費を交付対象とします。

ただし、発行体等（以下「支援対象事業者」という。）は、都内に事務所もしくは事業所を有する企業等（ただし、独立行政法人、地方公共団体等を除く。）とします。

なお、令和6年度に新規に申請する補助事業を対象とし、令和5年度以前に交付決定を受けた案件は対象外とします。

### 4 補助対象の発行等支援業務とその費用

別途、令和6年度ESG債発行促進支援事業補助金（グリーンボンド等）交付要綱の別紙に定めるものを対象とします。

### 5 補助率及び補助上限額

#### （1）補助率

補助対象と認められる経費の合計額の2/10（補助事業の対象となるグリーンボンド等が個人投資家向けに発行される場合は、6/10）

※千円未満の端数は切り捨て

#### （2）補助上限額

2百万円（補助事業の対象となるグリーンボンド等が個人投資家向けに発行される場合は3百万円）

※本補助事業は予算の範囲内で実施するため、申請時の予算の執行状況によっては、希望に添えない場合があります。

## 6 公募期間

令和6年5月21日（火）～ 令和7年3月14日（金）

## 7 申請方法

### （1）J グランツによる電子申請について

- ・J グランツは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
- ・申請にあたっては、事前に gBizID の取得が必要となります。
- ・申込方法等、詳細につきましては gBizID 公式 HP をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

その他ご質問等は、gBizID の事務局へお問合せください。

### （2）J グランツを利用しない場合

以下事務局まで、必要書類を郵送してください。（必要書類については別紙参照）

＜事務局＞

東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室  
戦略推進部 戦略事業推進課 国際金融都市担当  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第一本庁舎 14 階北側

## 8 注意事項

補助金の交付を受けた者は、名称、代表者名、補助内容等の公表について補助事業者、支援対象事業者に確認する場合があります。

## Q&A

### Q1) グリーンボンド「等」とあるが、グリーンボンド以外には何が対象に含まれますか？

環境省と同じく、グリーンボンドの他、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトとなるサステナビリティボンドも含まれます。詳細は交付要綱をご参照下さい。

### Q2) 「都内に事業所や事務所が有無」はどのように確認するのでしょうか？

登記事項証明書等から判断させていただきます。

### Q3) 今年度は新規・継続の両案件が対象でしょうか？

令和6年度は、今年度新たに環境省補助金の交付決定を受けた案件のみを対象とします。昨年度以前に開始された事業で、都から補助を受けた案件については対象外です。

### Q4) 必要書類はなるべく写しを利用したいのですが？

申請者の皆様に事務負担を掛けないようにするために極力、都独自の書式を減らしています。

### Q5) 発行体と補助金の申請者との契約は、都の補助金についての文言と金額反映は必要ですか？

環境省の補助金のみを反映した契約で問題はありません。ただし、交付申請の際に、都の補助金額相当分が当該資金調達支援業務の費用に充てられる旨を明記した誓約書をご提出いただきます。

### Q6) 補助事業者として新たな審査、登録は必要でしょうか？

不要です。環境省のグリーンファイナンスサポーターズ制度にご登録頂いている補助事業者様を対象としています。

### Q7) 郵送での申請の場合は、押印は必要か。

写し以外の補助金交付申請書、実績報告書や精算払請求書に関しては必要となります。

### Q8) フレームワーク策定の際の第三者評価費用も補助の対象になるのでしょうか。

環境省と同様、都でも補助対象としています。ただし、都の補助対象はグリーンボンド等だけとなり、ローンは対象外となることにご留意ください。また、グリーンボンド等が3年以内に発行されなければ、補助金の返還が必要となります。

## 東京都へ提出する書類一覧

## 1 交付申請時

|                          | 区 分                                                             | EPC に提出済の写し |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 補助金交付申請書(様式第 1 )                                                | —           |
| <input type="checkbox"/> | 交付決定通知書                                                         | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 完了実績報告書                                                         | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 交付額確定通知書                                                        | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 資金調達支援計画書                                                       | ○           |
| <input type="checkbox"/> | グリーンボンド等補助対象要件確認シート                                             | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 補助金対象費用及び補助金対象外費用の<br>計算書及び計算根拠となる資料                            | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 支援対象事業者の登記事項証明書(写し)                                             | —           |
| <input type="checkbox"/> | 補助事業者と支援対象事業者の間で締結さ<br>れた補助事業に係る契約書<br>(特約又は覚書等の写しを含む。)         | ○           |
| <input type="checkbox"/> | その他都が必要と認めるもの(都の補助金<br>額相当分が当該資金調達支援業務の費用に<br>充てられる旨を明記した誓約書など) | —           |

## 2 実績報告、補助金請求以降

|                          | 区 分                                    | EPC に提出済の写し |
|--------------------------|----------------------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 完了実績報告書(様式第 10)                        | —           |
| <input type="checkbox"/> | 精算払請求書(様式第 12)                         | —           |
| <input type="checkbox"/> | 発行等支援状況報告書                             | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 事業報告書                                  | ○           |
| <input type="checkbox"/> | 補助金相当額が支援対象事業者に支払われ<br>たことが確認できる資料(写し) | —           |
| <input type="checkbox"/> | その他都が必要と認めるもの                          | —           |

※EPC とは、環境省補助金の執行団体である一般社団法人環境パートナーシップ会議を指す。

※事業報告書(写し)の提出は、定量的な二酸化炭素排出削減効果等の記載のあるレポーティング書類  
又は、グリーンボンド等補助対象要件確認シート(写し)の提出に代えられる場合がある。

【手続きの流れ】

